平成２３年（フ）第２１８号
千葉県銚子市仲町1780番地
破産者　佐原　孝幸
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２１９号
千葉県銚子市仲町1780番地
破産者　佐原　啓之
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２９７号
長野県木曽郡木曽町福島6235番地２
破産者　島津　和久
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第９０号
滋賀県近江八幡市大中町18番地
破産者　中江　康雄
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第７６９１号
大阪府高槻市登町３番Ａ19―105号、開始決定時の住所大阪市淀川区十八条１丁目13番34号
破産者　ワイツー企画こと　常田　　武
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７１号
大阪市東淀川区豊里７丁目27番33号
破産者　共田　秀雄
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２７１号
大阪市城東区新喜多１丁目２番17―512号
破産者　芦田　栄子
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１０号
広島市安芸区矢野東４丁目24番10号
破産者　きものすみだこと　住田　正博
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
鹿児島県姶良郡湧水町北方2230番地
破産者　向原多鶴子
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
鹿児島県いちき串木野市東塩田町154番地
ミディハウス５号棟、開始決定時の住所鹿児島県姶良市平松7546番地112
破産者　金山　公教
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１０９６号
横浜市旭区南本宿町89番地37　ときわ荘102号室
破産者　篠田　誠一
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３７号
横浜市青葉区大場町132番地５
破産者　木村　　大
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０４号
京都市右京区西京極中沢町１番地13　サンシティ西京極２番館1109号室
破産者　長谷　直人
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
宮崎県西都市妻町２丁目75番地
破産者　塗木　久文
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第６４３号
千葉県松戸市上本郷4584番地　北総ビレッジＡ棟101号
破産者　門川　　努
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６６４号
千葉県鎌ケ谷市富岡２丁目10番45―５号　フローラ・シズ102号室
破産者　村田　信幸
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６６５号
千葉県野田市尾崎807番地の29　コーポコスモ102
破産者　山田　京子
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６７９号
千葉県松戸市稔台２丁目28番地の１　ジュネパレス松戸第４―104号
破産者　米倉　正広（旧姓栗田）
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６８０号
千葉県松戸市栄町５丁目368番地　メゾンシマネ201号
破産者　大橋　広子
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部